



平成 25 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社KADOKAWA
代 表 者 代表取締役社長 佐藤 辰男
(コード番号：9477 東証一部)
問 合 せ 先 常務取締役 松原 眞樹
(TEL. 03-3238-8412)

当社株式の海外売出しに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 8 月 28 日開催の当社取締役会において、当社株式の海外売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社グループは、スマートフォンやタブレット P C の急速な普及や電子書籍市場の本格的な立ち上がりで、デジタル化されたあらゆるコンテンツがネットを介し供給できるインフラの充実を捉え、新規事業の確立を加速させるべく事業構造改革を進めております。

平成 25 年 10 月 1 日には連結子会社 9 社を吸収合併し、自ら出版事業、映像事業、著作権事業、デジタルコンテンツ事業を行う事業会社となり、各事業会社が培ってきたコンテンツ創出力と個別のブランドは活かしながら、ネット上での新サービスの開始、海外展開の拡大、世界で通用する I P (コンテンツ) の創出に挑戦し、激変する外部環境にスピーディ且つダイナミックに対応していく所存です。

本株式の海外売出しは、当社株式の株式市場における流動性の向上及び海外投資家層の拡大を目的としたものであります。そして、コーポレートブランド「KADOKAWA」のもと世界で通用するメガコンテンツの創出を実現して、「日本の出版社」から「グローバルに展開するメディア総合企業」へ進化してまいります。

記

1. 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 普通株式 3,094,600 株
2. 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 角川 歴彦 1,240,400 株
一般財団法人角川文化振興財団 1,254,200 株
有限会社あすかインベストメント 600,000 株
3. 売 出 価 格 未定 (売出価格は、平成 25 年 8 月 28 日 (水) から平成 25 年 8 月 30 日 (金) までの間のいずれかの日 (ロンドン時間) (以下、「売出価格決定日」という。) に、当社普通株式の時価、需要動向等を勘案した上で決定する。)
4. 売 出 方 法 大和証券株式会社 (以下、「引受人」という。) が全株式を買取引受けし、欧州を中心とする海外市場 (ただし、米国及びカナダを除く。) において、引受人の海外関係証券業者を通じてその売出しを行う。
5. 申 込 期 間 売出価格決定日から翌営業日の午前 8 時 (日本時間)
6. 受 渡 期 日 売出価格決定日の 3 営業日後の日 (日本時間)
7. その他本株式の海外売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。本件に関する安定操作取引は行わない。

ご注意：この文書は、当社株式の海外売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文章は、英国 2000 年金融サービス・市場法上の投資活動又は金融営業活動に携わるように勧誘または誘導することにも該当しません。また、この文書は、米国における証券の公募を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の公募又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<ご参考>

ロックアップについて

本株式の海外売出しに関連して、売出人である角川歴彦氏は、引受人に対し、売出価格決定日に始まり、本株式の海外売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、引受人の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、本株式の海外売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、引受人に対し、ロックアップ期間中、引受人の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、単元未満株主の売渡請求による当社株式の売渡し、株式分割、新株予約権の行使による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、引受人は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社株式の海外売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文章は、英国 2000 年金融サービス・市場法上の投資活動又は金融営業活動に携わるように勧誘または誘導することにも該当しません。また、この文書は、米国における証券の公募を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の公募又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。